

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年7月17日まで縦覧に供する。

平成19年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本青少年更生社

西山 俊一

善通寺市稲木町447番地4

3 定款に記載された目的

青少年、日本在住外国人に対する就労、生活基盤、自主性などの確保のためと帰住のための支援活動を行うことにより、社会的弱者の救済に助力する。